

## 議案第1号

### 平成20年度鳥取県一般会計補正予算

平成20年度鳥取県の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,015,919千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ343,334,093千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(継続費の補正)

第2条 継続費の追加及び変更は、「第2表継続費補正」による。

(繰越明許費)

第3条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第3表繰越明許費」による。

(債務負担行為の補正)

第4条 債務負担行為の追加及び変更は、「第4表債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第5条 地方債の追加及び変更は、「第5表地方債補正」による。

平成20年9月16日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 第1表 歳入歳出予算補正

### 歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
9 国庫支出金		48,220,806	340,644	48,561,450
	2 国庫補助金	31,620,479	346,047	31,966,526
	3 委託金	791,450	△ 5,403	786,047
10 財産収入		1,413,760	21,412	1,435,172
	1 財産運用収入	709,547	12,434	721,981
	2 財産売却収入	704,213	8,978	713,191
12 繰入金		11,289,776	9,032	11,298,808
	2 基金繰入金	10,709,048	9,032	10,718,080
13 繰越金		795,727	923,995	1,719,722
	1 繰越金	795,727	923,995	1,719,722
14 諸収入		21,021,116	55,836	21,076,952
	5 受託事業収入	815,943	35,000	850,943
	8 雑収入	1,927,530	20,836	1,948,366
15 県債		50,698,000	2,665,000	53,363,000
	1 県債	50,698,000	2,665,000	53,363,000
歳入合計		339,318,174	4,015,919	343,334,093

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議 会 費		千円 907,255	千円 △ 1,395	千円 905,860
	1 議 会 費	907,255	△ 1,395	905,860
2 総 務 費		24,576,396	159,166	24,735,562
	1 総 務 管 理 費	14,141,910	8,978	14,150,888
	2 企 画 費	4,560,145	21,324	4,581,469
	3 徴 税 費	2,964,533	80,000	3,044,533
	4 市 町 村 振 興 費	1,406,560	48,864	1,455,424
3 民 生 費		37,672,733	99,673	37,772,406
	1 社 会 福 祉 費	26,297,683	93,160	26,390,843
	2 児 童 福 祉 費	9,566,557	5,616	9,572,173
	4 災 害 救 助 費	2,510	897	3,407
4 衛 生 費		9,310,930	33,384	9,344,314
	1 公 衆 衛 生 費	2,209,868	16,320	2,226,188
	2 環 境 衛 生 費	2,077,351	11,831	2,089,182
	4 医 薬 費	3,716,663	5,233	3,721,896
6 農 林 水 産 業 費		26,025,362	180,485	26,205,847
	1 農 業 費	5,445,974	18,355	5,464,329
	2 畜 産 業 費	1,402,416	37,157	1,439,573
	3 農 地 費	9,919,662	2,690	9,922,352
	4 林 業 費	7,168,158	78,497	7,246,655

款	項	補正前の額	補正額	計
	5 水産業費	2,089,152	43,786	2,132,938
7 商工費		19,723,987	2,864,796	22,588,783
	1 商業費	14,681,773	15,427	14,697,200
	2 工鉦業費	4,251,200	2,840,369	7,091,569
	3 観光費	791,014	9,000	800,014
8 土木費		56,647,938	611,778	57,259,716
	2 道路橋りょう費	29,411,067	176,500	29,587,567
	3 河川海岸費	14,785,174	410,095	15,195,269
	5 都市計画費	3,871,549	783	3,872,332
	6 住宅費	2,649,368	24,400	2,673,768
9 警察費		17,963,189	32,445	17,995,634
	1 警察管理費	15,775,921	11,113	15,787,034
	2 警察活動費	2,187,268	21,332	2,208,600
10 教育費		67,253,117	35,587	67,288,704
	1 教育総務費	5,800,346	2,067	5,802,413
	4 高等学校費	13,506,651	30,116	13,536,767
	6 社会教育費	3,208,120	△ 3,073	3,205,047
	7 保健体育費	1,219,280	6,477	1,225,757
歳出合計		339,318,174	4,015,919	343,334,093

## 第2表 継続費補正

### 追 加

款	項	事業名	総額	年度	年割額
6 農 林 水産業費	4 林業費	とっとり出合いの森 管理作業舎改築等 事業費	33,665 <sup>千円</sup>	20	14,654 <sup>千円</sup>
				21	19,011
10 教育費	4 高等学校費	米子工業高等学校 整備費	4,190,554	20	293
				21	2,089,859
				22	2,100,402
		鳥取西高等学校整備費	98,759	20	29,823
21	68,936				

変 更

款	項	事業名	補 正 前			補 正 後		
			総 額	年度	年割額	総 額	年度	年割額
10 教育費	6 社 会 教育費	妻木晩田遺跡 調査整備費	千円 375,466	19	千円 4,463	千円 382,201	19	千円 4,463
				20	78,543		20	79,217
				21	292,460		21	298,521

第3表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
8 土 木 費	2 道路橋りょう費	道路改良事業費	<sup>千円</sup> 202,000
計			202,000

## 第4表 債務負担行為補正

追 加

事 項	期 間	限 度 額
コンビニ納税収納代行委託	平成21年度から 平成23年度まで	1件当たり68円に収納取扱件数を乗 じて得た額
税務事務総合電算処理 システム運用事業費	平成21年度	3,293
鳥取砂丘新発見伝事業費負担金	平成21年度	15,000
打って出る鳥取のものづくり 情報発信事業費	平成21年度	8,329
省燃油実証事業補助	平成21年度	16,703
省エネルギー推進緊急対策 資金信用保証料補助	平成21年度から 平成25年度まで	4,226
警察業務系ネットワーク回線 統合整備事業費	平成21年度から 平成25年度まで	22,468
青少年社会教育施設給食業務委託	平成21年度から 平成23年度まで	25,609

変 更					
補 正 前			補 正 後		
事 項	期 間	限 度 額	事 項	期 間	限 度 額
鳥取県市町村合併支援交付金	平成21年度から平成29年度まで	197,298 <sup>千円</sup>	鳥取県市町村合併支援交付金	平成21年度から平成29年度まで	202,923 <sup>千円</sup>
漁業研修支援資金貸付等業務委託	平成21年度から平成23年度まで	10,914	漁業研修支援資金貸付等業務委託	平成21年度から平成23年度まで	15,614
鳥取県土地開発公社用地先行取得事業費	平成21年度から平成23年度まで	3・5・3号美萩野覚寺線（湖山町工区）地方道路交付金事業、3・5・8号滝山桜谷線地方道路交付金事業、一般県道河原インター線地方道路交付金事業及びその他知事が必要と認めたものについて、鳥取県土地開発公社に用地の先行取得を委託することに伴い、後年度に県が買い戻しをするために必要な経費で658,000千円を限度とした額	鳥取県土地開発公社用地先行取得事業費	平成21年度から平成23年度まで	3・5・3号美萩野覚寺線（湖山町工区）地方道路交付金事業、3・5・8号滝山桜谷線地方道路交付金事業、一般県道河原インター線地方道路交付金事業、主要地方道鳥取河原用瀬線地方道路交付金事業及びその他知事が必要と認めたものについて、鳥取県土地開発公社に用地の先行取得を委託することに伴い、後年度に県が買い戻しをするために必要な経費で753,000千円を限度とした額

補 正 前			補 正 後		
事 項	期 間	限 度 額	事 項	期 間	限 度 額
博物館企画展開催費	平成21年度	48,040 <sup>千円</sup>	博物館企画展開催費	平成21年度	79,087 <sup>千円</sup>
議員出退表示盤整備 事業費	平成21年度 から平成24 年度まで	6,696	議員出退表示盤整備 事業費	平成21年度 から平成25 年度まで	8,091

第5表 地方債補正

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の 方法	利率	償還の 方法	限 度 額	起債の方法	利率	償還の方法
治 山 費	千円 623,000				千円 635,000			
道路橋りょう 総務費	199,000				218,000			
道路橋りょう 維持費	1,249,000				1,233,000			
道路橋りょう 新設改良費	5,134,000				5,179,000			
河川改良費	1,549,000				1,673,000			
交通指導取締費	184,000				192,000			
高等学校施設 設備整備費	201,000				224,000			
中小企業振興費	0				2,450,000	証書借入れ 又は証券発 行の方法に より財政融 資資金その 他より借入 れするもの とする。た だし、事業 又は県財政 の都合によ り起債額の 全部又は一 部を翌年度 に繰り延べ て起債する ことができる。	10%以 内（た だし、 利率見 直し方 式で借 り入れ る資金 につい て、利 率の見 直しを 行った 後にお いては 当該見 直し後 の利率）	借入年度から 1年すえ置き、 じ後29年度間 に償還するも のとする。た だし、県財政 その他の都合 によりすえ置 き及び償還年 限を短縮又は 延長して起債 し、あるいは すえ置き又は 償還期間中 あっても償還 年限を短縮し、 延長し、又は 繰上償還を行 い、若しくは 借換えするこ とができるも のとする。

ただし、各目的ごとの起債の額の合計は、歳入予算で定める県債の額を超えないものとする。